



# ケロちゃん通信

～山形県消費生活センターニュース～



平成31年1月号



## 若者をターゲットとした悪質な勧誘にご注意を！ 「必ず儲かる」ことはありません！



相談者：山辺さん

山辺さん：大学の先輩から、**儲かる話があると誘われて**、投資ソフトの購入を勧められたんだ。**「お金がない」**って断ったんだけど、先輩は**「消費者金融で借りればいい」「知り合いを勧誘すればお金がもらえる。必ず儲かる」**って言うんだ。本当に儲かるのかな…？

**ケロちゃん**：若者をターゲットに友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、「楽しんで稼ぎたくない？」「儲かるよ」などと誘い、契約させるいわゆる**「マルチ商法」**の消費者トラブルが発生しているケロ！ **そんな甘い話は絶対信じないでケロ！**



県消費生活センター  
キャラクター  
“ケロちゃん”

### トラブルに遭わないために注意すべきポイント

#### 友人からの誘いでも、はっきりNO！

安易に出かけていくと見知らぬ業者を紹介され断りづらい状況に。必要ないと思ったら最初からはっきり断る。

#### 「内緒」と「借金して契約」には要注意！

高額な契約をする場合は、親や周りの人に相談してから決めよう。借金して契約と言われたらただちに断る。

#### 友人を紹介すると、関係が壊れます！

紹介料を得るために別の友人を紹介すると、友人も被害に遭い、大切な友人関係が壊れてしまいます。

#### 断り切れず契約してしまったら、188！

困ったときは一人で悩まず消費者ホットライン188へ相談する。

## 1月・2月の消費生活法律相談日

業者との契約トラブル、借金などのご相談に、法律専門家の立場から弁護士が**無料**でアドバイスします。**事前予約制**となっていますので、下記までお問い合わせください。

会場	開設日	時間	お問い合わせ先
県消費生活センター (山形県庁2階)	1月9日(水) 2月6日(水)	14:30～16:30	023-624-0999



## ネット上の見知らぬ相手との取引は リスクが伴います！



インターネットで「コンサートのチケット譲ります」などの書き込みを見つけ代金を振り込んだのに、**チケットが送られてこない、重複チケットで入場できなかった**などというトラブルが報告されています。

インターネット上の見知らぬ相手との取引には大きなリスクが伴います。このような取引では、販売者も個人であることから、**トラブルが起きたら自分で交渉しなければなりません。相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。**

- **代金を支払ったのに商品が届かないなど、お金をだまし取ることが目的と疑われた場合は、最寄りの警察署に相談して下さい。**

**死亡事故発生！**

## 歩行型除雪機の 使い方の確認を



歩行型除雪機を使用中の事故情報が寄せられており、**死亡事故も発生しています**

- 作業前に取扱説明書をよく読み、除雪機の正しい使い方を理解しましょう。
- 安全装置は作動するか必ず確認し、**安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用してはいけません。**
- 雪詰まりを取り除くときは、エンジンを停止し、鍵を抜き、**回転部が完全に止まったことを確認してから**、雪かき棒を使って取り除きましょう。
- 除雪作業中だけでなく、作業後に倉庫に入れる際など、除雪機使用中に転倒すると、ひかれたり巻き込まれたりする危険があります。また、除雪機と壁の間に挟まれる危険もあります。**特に後退時は足元や周囲に障害物がないことを確認し、無理のない速度で使用しましょう。**

## 山形県消費生活センター



〒990-8570 山形市松波2-8-1（山形県庁2階）

《相談受付》 月曜～金曜 午前9時～午後5時

《電話番号》 023-624-0999

ホームページは [山形県消費生活センター](#) で



消費者ホットライン <188番> もご利用ください。